

# 社会福祉法人麗寿会 特別養護老人ホーム ふれあいの麗寿

## 利用料金表《ユニット型個室》

(負担割合・1割)

※当施設には、ユニット型個室、従来型多床室、従来型個室の区分があり、それぞれ料金が異なります。

◆当施設の利用に要する費用は、主に①介護サービス費②居住費③食費であり、介護度によりその額が異なります。

令和4年10月1日 現在

月額目安は以下の通りとなります。

### ①サービス利用における基本的費用

地域単価:1単位→ 10.45 円

	利用者負担段階	単位数(1日)	①介護サービス費(月額)	②居住費(月額)	③食費(月額)	日額	月額計算例(30日で計算)
要介護5	第4段階	929	971	2,950	1,740	5,661	169,830
	第3段階②			1,310	1,360	3,641	109,230
	第3段階①				650	1,621	48,630
	第2段階			820	390	2,181	65,430
	第1段階			820	300	2,091	62,730
要介護4	第4段階	862	900	2,950	1,740	5,590	167,700
	第3段階②			1,310	1,360	3,570	107,100
	第3段階①				650	1,550	46,500
	第2段階			820	390	2,110	63,300
	第1段階			820	300	2,020	60,600
要介護3	第4段階	793	828	2,950	1,740	5,518	165,540
	第3段階②			1,310	1,360	3,498	104,940
	第3段階①				650	1,478	44,340
	第2段階			820	390	2,038	61,140
	第1段階			820	300	1,948	58,440
要介護2	第4段階	720	753	2,950	1,740	5,443	163,290
	第3段階②			1,310	1,360	3,423	102,690
	第3段階①				650	1,403	42,090
	第2段階			820	390	1,963	58,890
	第1段階			820	300	1,873	56,190
要介護1	第4段階	652	681	2,950	1,740	5,371	161,130
	第3段階②			1,310	1,360	3,351	100,530
	第3段階①				650	1,331	39,930
	第2段階			820	390	1,891	56,730
	第1段階			820	300	1,801	54,030

- ※ 食費は1食以上提供した場合に月額を計上します。
- ※ 第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村発行の「介護保険負担限度額認定証」の確認が必要です。
- ※ 生活保護受給者のユニット型個室利用については市町村にご確認ください。
- ※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

### ②入所者に共通して加算される費用(①に加算される1割負担の額)

(30日で計算)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
自立支援促進加算	医師の医学的評価を受け、支援計画を作成し、支援実行し、見直す	300	-	314
看護体制加算(Ⅰ)	常勤看護師1名以上配置	4	5	150
夜勤職員配置加算	夜勤職員を基準の人員より加配している	18	19	570
科学的介護推進体制加算	個人のADL等の基本的情報を厚労省に提出し、プラン活用している	50	-	52
精神科医療指導加算	精神科医師による定期的な療養指導を月2回以上実施	5/日	6	157
ADL維持等加算	評価期間の中でADLの改善度合いが一定水準以上を評価する。	50/月	-	52
日常生活継続支援加算Ⅱ	入所の必要性が高く、重度要介護者や認知症である方を積極的に受け入れている	46/日	48	1440
安全対策体制加算	介護事故に対するリスクマネジメントが適正に行われていること。	20	入所時のみ	21

### ③該当者のみ加算される費用(①に加算される1割負担の額)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
初期加算	入所後30日間算定	30	32	960
外泊時費用	月に6日間まで	246	257	1542(6日間)
療養食加算	療養食の提供(1食6単位)	18	19	570
若年性認知症入所者受入加算	個別の担当者による対応	120	126	3780
在宅・入所相互利用加算	在宅生活が継続できるよう、複数名で計画的に居室利用を行う	40	42	1260

### ④入居者にご負担頂く職員の処遇改善に関わる費用(①②③の合計単位数より算出する加算割合)

介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に83/1000を乗じた金額	8.3%
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に27/1000を乗じた金額	2.7%
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に16/1000を乗じた金額	1.6%

### ⑤その他の料金(①から④以外にかかる費用)

項目	料金	備考
日用品費、健康管理費、理容・美容代、予防接種代、個人クリーニング費、行事食代、個人購入希望品等	実費	業者等の定めた金額
サービス提供記録交付代	10円	白黒コピー1枚当たり

- ※ 外泊・入院時は介護サービス費に代えて外泊時費用を算定します。
- ※ 外泊・入院時も居住費は発生します。負担限度額認定を受けている場合には月6日までは補給金が支給されますが、7日目以降は全額自己負担となります。但し、空床の短期入所生活介護の利用に供さない場合で、入所者が希望した場合に限ります。

# 社会福祉法人麗寿会 特別養護老人ホーム ふれあいの麗寿

## 利用料金表《ユニット型個室》

## （負担割合 2割）

※当施設には、ユニット型個室、従来型多床室、従来型個室の区分があり、それぞれ料金が異なります。

◆当施設の利用に要する費用は、主に①介護サービス費②居住費③食費であり、介護度によりその額が異なります。

令和4年10月1日 現在

月額目安は以下の通りとなります。

### ①サービス利用における基本的費用

地域単価:1単位→ 10.45 円

	利用者負担段階	単位数(1日)	①介護サービス費(月額)	②居住費(月額)	③食費(月額)	日額	月額計算例(30日で計算)
要介護5	第4段階	929	1942	2,950	1,740	6,632	198,960
	第3段階②			1,310	1,360	4,612	138,360
	第3段階①				650	2,592	77,760
	第2段階			820	390	3,152	94,560
	第1段階			820	300	3,062	91,860
要介護4	第4段階	862	1801	2,950	1,740	6,491	194,730
	第3段階②			1,310	1,360	4,471	134,130
	第3段階①				650	2,451	73,530
	第2段階			820	390	3,011	90,330
	第1段階			820	300	2,921	87,630
要介護3	第4段階	793	1657	2,950	1,740	6,347	190,410
	第3段階②			1,310	1,360	4,327	129,810
	第3段階①				650	2,307	69,210
	第2段階			820	390	2,867	86,010
	第1段階			820	300	2,777	83,310
要介護2	第4段階	720	1505	2,950	1,740	6,195	185,850
	第3段階②			1,310	1,360	4,175	125,250
	第3段階①				650	2,155	64,650
	第2段階			820	390	2,715	81,450
	第1段階			820	300	2,625	78,750
要介護1	第4段階	652	1363	2,950	1,740	6,053	181,590
	第3段階②			1,310	1,360	4,033	120,990
	第3段階①				650	2,013	60,390
	第2段階			820	390	2,573	77,190
	第1段階			820	300	2,483	74,490

- ※ 食費は1食以上提供した場合に月額を計上します。
- ※ 第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村発行の「介護保険負担限度額認定証」の確認が必要です。
- ※ 生活保護受給者のユニット型個室利用については市町村にご確認ください。
- ※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

### ②入所者に共通して加算される費用(①に加算される1割負担の額)

(30日で計算)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
自立支援促進加算	医師の医学的評価を受け、支援計画を作成し、支援実行し、見直す	300	-	314
看護体制加算(Ⅰ)	常勤看護師1名以上配置	4	5	150
夜勤職員配置加算	夜勤職員を基準の人員より加配している	18	19	570
科学的介護推進体制加算	個人のADL等の基本的情報を厚労省に提出し、プラン活用している	50	-	52
精神科医療指導加算	精神科医師による定期的な療養指導を月2回以上実施	5/日	6	157
ADL維持等加算	評価期間の中でADLの改善度合いが一定水準以上を評価する。	50/月	-	52
日常生活継続支援加算Ⅱ	入所の必要性が高く、重度要介護者や認知症である方を積極的に受け入れている	46/日	48	1440
安全対策体制加算	介護事故に対するリスクマネジメントが適正に行われていること。	20	入所時のみ	21

### ③該当者のみ加算される費用(①に加算される1割負担の額)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
初期加算	入所後30日間算定	30	32	960
外泊時費用	月に6日間まで	246	257	1542(6日間)
療養食加算	療養食の提供(1食6単位)	18	19	570
若年性認知症入所者受入加算	個別の担当者による対応	120	126	3780
在宅・入所相互利用加算	在宅生活が継続できるよう、複数名で計画的に居室利用を行う	40	42	1260

### ④入居者にご負担頂く職員の処遇改善に関わる費用(①②③の合計単位数より算出する加算割合)

介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に83/1000を乗じた金額	8.3%
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に27/1000を乗じた金額	2.7%
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に16/1000を乗じた金額	1.6%

### ⑤その他の料金(①から④以外にかかる費用)

項目	料金	備考
日用品費、健康管理費、理容・美容代、予防接種代、個人クリーニング費、行事食代、個人購入希望品等	実費	業者等の定めた金額
サービス提供記録交付代	10円	白黒コピー1枚当たり

- ※ 外泊・入院時は介護サービス費に代えて外泊時費用を算定します。
- ※ 外泊・入院時も居住費は発生します。負担限度額認定を受けている場合には月6日までは補給金が支給されますが、7日目以降は全額自己負担となります。但し、空床の短期入所生活介護の利用に供さない場合で、入所者が希望した場合に限ります。

# 社会福祉法人麗寿会 特別養護老人ホーム ふれあいの麗寿

## 利用料金表《ユニット型個室》

(負担割合・3割)

※当施設には、ユニット型個室、従来型多床室、従来型個室の区分があり、それぞれ料金が異なります。

◆当施設の利用に要する費用は、主に①介護サービス費②居住費③食費であり、介護度によりその額が異なります。

令和4年10月1日 現在

月額目安は以下の通りとなります。

### ①サービス利用における基本的費用

地域単価:1単位→ 10.45 円

	利用者負担段階	単位数(1日)	①介護サービス費(月額)	②居住費(月額)	③食費(月額)	日額	月額計算例(30日で計算)
要介護5	第4段階	929	2913	2,950	1,740	7,603	228,090
	第3段階②			1,310	1,360	5,583	167,490
	第3段階①				650	3,563	106,890
	第2段階			820	390	4,123	123,690
	第1段階			820	300	4,033	120,990
要介護4	第4段階	862	2702	2,950	1,740	7,392	221,760
	第3段階②			1,310	1,360	5,372	161,160
	第3段階①				650	3,352	100,560
	第2段階			820	390	3,912	117,360
	第1段階			820	300	3,822	114,660
要介護3	第4段階	793	2486	2,950	1,740	7,176	215,280
	第3段階②			1,310	1,360	5,156	154,680
	第3段階①				650	3,136	94,080
	第2段階			820	390	3,696	110,880
	第1段階			820	300	3,606	108,180
要介護2	第4段階	720	2258	2,950	1,740	6,948	208,440
	第3段階②			1,310	1,360	4,928	147,840
	第3段階①				650	2,908	87,240
	第2段階			820	390	3,468	104,040
	第1段階			820	300	3,378	101,340
要介護1	第4段階	652	2044	2,950	1,740	6,734	202,020
	第3段階②			1,310	1,360	4,714	141,420
	第3段階①				650	2,694	80,820
	第2段階			820	390	3,254	97,620
	第1段階			820	300	3,164	94,920

- ※ 食費は1食以上提供した場合に月額を計上します。
- ※ 第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村発行の「介護保険負担限度額認定証」の確認が必要です。
- ※ 生活保護受給者のユニット型個室利用については市町村にご確認ください。
- ※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

### ②入所者に共通して加算される費用(①に加算される1割負担の額)

(30日で計算)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
自立支援促進加算	医師の医学的評価を受け、支援計画を作成し、支援実行し、見直す	300	-	314
看護体制加算(Ⅰ)	常勤看護師1名以上配置	4	5	150
夜勤職員配置加算	夜勤職員を基準の人員より加配している	18	19	570
科学的介護推進体制加算	個人のADL等の基本的情報を厚労省に提出し、プラン活用している	50	-	52
精神科医療指導加算	精神科医師による定期的な療養指導を月2回以上実施	5/日	6	157
ADL維持等加算	評価期間の中でADLの改善度合いが一定水準以上を評価する。	50/月	-	52
日常生活継続支援加算Ⅱ	入所の必要性が高く、重度要介護者や認知症である方を積極的に受け入れている	46/日	48	1440
安全対策体制加算	介護事故に対するリスクマネジメントが適正に行われていること。	20	入所時のみ	21

### ③該当者のみ加算される費用(①に加算される1割負担の額)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
初期加算	入所後30日間算定	30	32	960
外泊時費用	月に6日間まで	246	257	1542(6日間)
療養食加算	療養食の提供(1食6単位)	18	19	570
若年性認知症入所者受入加算	個別の担当者による対応	120	126	3780
在宅・入所相互利用加算	在宅生活が継続できるよう、複数名で計画的に居室利用を行う	40	42	1260

### ④入居者にご負担頂く職員の処遇改善に関わる費用(①②③の合計単位数より算出する加算割合)

介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に83/1000を乗じた金額	8.3%
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に27/1000を乗じた金額	2.7%
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に16/1000を乗じた金額	1.6%

### ⑤その他の料金(①から④以外にかかる費用)

項目	料金	備考
日用品費、健康管理費、理容・美容代、予防接種代、個人クリーニング費、行事食代、個人購入希望品等	実費	業者等の定めた金額
サービス提供記録交付代	10円	白黒コピー1枚当たり

- ※ 外泊・入院時は介護サービス費に代えて外泊時費用を算定します。
- ※ 外泊・入院時も居住費は発生します。負担限度額認定を受けている場合には月6日までは補給金が支給されますが、7日目以降は全額自己負担となります。但し、空床の短期入所生活介護の利用に供さない場合で、入所者が希望した場合に限ります。